

### 1 背景

岡山県は、四季折々に変化する中国山地の美しい景観や、緑あふれる吉備高原の広大な景観、流域を潤しながら流れる三大河川の水辺の景観、白砂青松や瀬戸内海の多島美の特異的景観など、多様性・固有性に富む景観を有している。

この豊かで美しい自然に抱かれ、県内には、歴史や文化の薫り高い町並みや建造物、田園風景など地域性豊かな景観を数多く有しており、風格や味わいを感じさせ、都市部では、地域の個性を生かし、都市の新しい魅力やイメージを高める市街地の景観が創出されつつある。

これらの景観は、日本における「おかやま」のイメージを創り出すとともに、いつまでも心に残る「ふるさと」の原風景であり、人々の暮らしに快適で潤いのある環境を与えてくれる共有の財産であるといえる。

県では、これら優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観を創造するため、昭和 63 年に岡山県景観条例（昭和 63 年岡山県条例第 16 号。以下「景観条例」という。）を制定し、大規模行為の届出制度、景観モデル地区や背景保全地区の指定、住民協定の認定、景観対策推進アドバイザーの設置、普及啓発活動等の取り組みを通じて、地域の特性を尊重しながら県土の均衡ある景観形成を推進してきた。

一方、近年、景観に対する県民の意識と活動は、自然との共生や地球規模での環境保全、ゆとりあるライフスタイルの志向などとともに高まり、貴重な自然景観や歴史的・文化的景観はもとより、身近な生活環境における景観形成の意義が重要度を増してきていることから、景観条例をはじめとする景観形成施策について、これら社会情勢の変化に伴う課題や多様な県民のニーズに応えることができるような新たな仕組みと方策を検討する時期にある。

### 2 目的

県民生活に密接な関わりを持つ景観形成は県民一人一人の意識と行動により成立することから、「おかやまの景観づくり」を推進するためには、これまで行政主体で個別に取り組みされてきた景観形成施策を前進させ、法令による規制とあわせて、県民の主体的活動の気運づくりやNPO等民間団体・事業者との持続的協働のためのソフト施策の充実などを図り、県民主体の取り組みを積極的に支援していく必要がある。

このため、「晴れの国 おかやま景観計画」は、「おかやまの固有性や地域特性を生かした景観形成の考え方」と「市町村における指標となる景観形成のガイドライン」を示すことにより、岡山県のあるべき「景観像」を明確にするとともに、県民と行政が協働して「おかやまの景観づくり」に総合的・計画的に取り組む姿勢を示すことを目的として策定し、優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針とするものである。